

京都 (NHK) ESS 会則

(2010年4月1日施行、2014年3月29日改正、2015年3月28日改正)

第1章 総則

第1条 (名称)

当会は、京都 (NHK) ESS と称し、英文では Kyoto ESS と表記する。

第2条 (目的)

当会は、次の活動を行うことを目的とする。

1. 会員相互の研鑽によって英語力の向上を図ること
2. 英語学習を通して会員相互の親睦を図ること
3. 英語を活用した交流事業およびボランティア活動を行うこと
4. 前各号に付帯する一切の活動

第3条 (活動の本拠地)

当会は、活動の本拠を京都に置く。

第4条 (告知の方法)

当会の告知の方法は、電子メールにより行う。

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

当会の目的に賛同し、会則その他の規約を遵守することに同意した者を会員とする。

(2) ただし、細則に定める仮登録期間を満了したときに、正式な会員の資格を取得するものとする。

第6条 (届出)

会員は、氏名および電子メールアドレス、その他細則に定める事項を届出なければならない。

第7条 (入会金および会費)

会員は、当会の運営に必要な費用の分担金として、細則に定める入会金および会費を支払わなければならない。

第8条 (免責)

会員は、当会の活動に参加している場合であっても、個人の資格で、各々の行為の責任を負うものとする。

第9条 (退会)

会員は、次のいずれかに該当するとき、会員の資格を喪失する。

1. スタッフに文書で退会の意思表示をしたとき
2. その他細則に定める事由

第10条 (処分)

会員が次のいずれかに該当するとき、スタッフの合議により、当該会員を除名または資格停止の処分をすることができる。

1. 他の会員に対する迷惑行為または不法行為があったとき
2. 当会の運営を阻害する行為があったとき
3. その他当会の会員としてふさわしくない非行があったとき

第3章 総会

第11条 (権限)

総会は、当会の組織、運営、管理その他一切の事項について決議をすることができる。

第12条 (招集)

当会の定時総会は、毎活動年度終了後1ヶ月以内に招集し、臨時総会は、随時必要に応じて招集する。

(2) 総会は、次条の定めによる場合を除き、スタッフが招集する。

(3) 総会を招集するには、会日より2週間前までに、会員に対して招集の告知をする。

第13条 (会員による招集の請求)

5名以上の会員が共同して、スタッフに対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第14条 (議長)

総会の議長、記録はスタッフが担当する。スタッフ全員に事故もしくは支障があるときは、総会において出席会員の中から議長を選任する。

第15条 (決議の方法)

総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

第16条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成し、その内容を会員に告知する。

第4章 スタッフとリーダー

第17条 (員数と業務)

当会のスタッフは、3名以上を置く。スタッフは、共同して当会の運営業務を執行する。

(2) スタッフは、当会の活動の内容および方法について定め、会員にその遵守を命じることができる。

第18条 (選任)

スタッフは、現任スタッフの合議により、会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

第19条 (解任)

スタッフは、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

京都（NHK）ESS 細則

2010年4月1日施行

第20条（任期）

スタッフの任期は1年とし、選任後最初に終了する活動年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、補欠または増員により就任したスタッフの任期は、他のスタッフの残存任期と同じとする。

(2) スタッフの再任の限度は、連続2期2年とする。

第21条（リーダー）

スタッフの互選により、リーダー1名以上を定め、当会の代表者とする。

第5章 計算

第22条（活動年度）

当会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第23条（会計報告）

スタッフは、定時総会において会計報告をし、会員の承認を得なければならない。

第6章 附則

第24条（会則の変更）

会則の変更は、総会の決議を要する。

第25条（細則への委譲）

会則で定められた事項以外に、当会の運営に必要な事項は、別途、細則として定める。

(2) スタッフは、会員に対し細則の変更を提案でき、告知後1ヶ月内に会員からの異義がないときは、細則の変更が承認されたものとする。

(以上)

第1条（会員の届出事項）

会員は、会則に定めがある事項の他、任意で、次の事項を届けるものとする。

1. 住所
2. 電話番号

第2条（会員の仮登録期間）

会員の仮登録期間は、入会の申し込みから起算して、当該会員が3回目に活動に参加したときまでとする。

第3条（仮登録期間中の会員の資格制限）

仮登録期間中の会員には、会則の第13条および第15条は適用しない。

第4条（入会金）

入会金は、金100円とし、入会の申し込み時に現金で支払う。

第5条（会費）

当会の会費は、1ヶ月金500円とし、その月の最初の活動に参加するときに、現金で支払う。

(2) ただし、一度も活動に参加しない月については、会費を支払わなくてもよいものとする。

第6条（会員資格の喪失事由）

会員は、会則に定めがある場合の他、次のいずれかに該当するとき、会員の資格を喪失する。

1. 当会の活動年度を通して一度も活動に参加しないとき
2. 届出された電子メールアドレスによって2週間以内に連絡がとれないとき

ただし、特段の事情がある場合を除く。

(以上)